

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 会員の入退会、倫理等に関する規則

平成21年2月24日制定
平成23年2月1日施行
平成23年5月31日改正
平成25年5月28日改正
令和2年5月29日改正
令和4年6月2日改正

(趣旨)

第1条 公益社団法人東京ビルメンテナンス協会（以下単に「協会」という。）会員の入会、退会、倫理規範等に関しては、別に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(入会)

第2条 会員として入会しようとする者は、原則として、東京都内において1年以上ビルメンテナンス業務及び本会の事業に関連する業務を営む法人又は個人で、正会員の推薦を必要とする。

2 前項の規定にかかわらず、会員として入会しようとする者（法人の場合には役員及び従業員を含む。）が、業務執行に関する刑事事件で公判中の場合及び有罪判決（略式命令を含む。）を受けた場合（その刑の執行を終わった場合及び執行を受けることがなくなった場合を除く。）は入会することができない。

第3条 定款第6条に定める入会申込書及び添付書類は、別に定める。

第4条 理事会は、指定する日時において、代表者又はそれに代わる者（法人にあつては取締役以上の者）と面接の上、入会に関する決定を行う。

第5条 入会日は、理事会の入会承認を受けた日の属する月の初日とする。

(継続入会)

第6条 正会員と非会員の会社合併等により、新たな会社が当該正会員のビルメンテナンス事業を継承したものと認められ、かつ引き続き正会員としての所属を継続する場合は、継続入会の申込を行い、理事会においてその承認を得なければならない。

2 前項の審査により正会員の継続入会が承認された場合、定款施行規則第4条第1号に定める入会金の納付を免除する。

3 第1項及び第2項の規定は、賛助会員について準用する。

4 第1項の審査により正会員の継続入会が承認された場合、当該正会員に属する者が現に本協会の役員に就任している場合は、その職務を継続する。

(義務)

第7条 協会会員は、指定された日時までに、定款施行規則第4条に定める入会金及び会費を払い込まなければならない。

2 協会会員は、会費算定の基礎となる年商額にかかる自己申告に当たって、その内容を適正なものとしなければならない。

(特典)

第8条 協会会員は、入会日以後、本会の行う各種教育、制度等の特典を受けることができる。

(倫理規範)

第9条 協会会員は、会員としての誇りを持ち、かつその使命を果たすために、次に定めるところに

則って行動しなければならない。

- 一 建築物における健康、安全に対する責任を自覚し、専門的な経験と知識に基づき、豊かな建築物環境の維持発展に努めなければならない。
- 二 継続的な研鑽により、知識・技術の進歩向上に努めると共に、後進に対し積極的な指導を行い、技術継承に努めなければならない。
- 三 他の会員の権利・利益を尊重しなければならない。
- 四 法令・規約等を遵守しなければならない。
- 五 反社会的勢力（暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者）の活動を助長する利益供与等の行為を行わないなど、反社会的勢力との関係を遮断しなければならない。
- 六 その行為によって、自ら若しくは協会の品位と信用を損なってはならない。

2 協会会員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 協会に対する義務に違反すること。
- 二 汚職など法令等に違反すること。
- 三 反社会的勢力の活動を助長する利益供与、反社会的勢力との交際を行うこと。

(退会、除名等)

第10条 定款第8条に定める退会届は、別に定める。

第11条 理事会は、会員が次の各号の一に該当する場合は、その意に反して措置することができる。

- 一 業務執行に関する刑事事件（法人の場合には役員及び従業員を含む。）で公判中の場合及び有罪判決（略式命令を含む。）を受けた場合（その刑の執行を終わった場合及び執行を受けることがなくなった場合を除く。）
- 二 第9条の規定に違反した場合

2 前項の措置は次に掲げるものをいう。

- 一 厳重注意
- 二 協会の主催する行事への出席停止等
- 三 会員資格の一時停止
- 四 退会の勧告
- 五 除名の提案
- 六 その他必要な措置

第12条 理事会は、本規則に基づき措置をする場合は、あらかじめその対象となる会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- 2 理事会は、措置をした場合、速やかにその旨当該会員に通知をしなければならない。
- 3 前条の規定により措置を受けた会員は、理事会に対し不服申し立てを行うことができる。

附 則

この規則は、本会の設立登記の日から施行する。

附 則

この規則は、総会で承認された日（平成23年5月31日）の翌日から施行する。

附 則

この規則は、総会で承認された日（平成25年5月28日）の翌日から施行する。

附 則

この規則は、総会で承認のあった日（令和2年5月29日）から施行する。

附 則

この規則第6条は、総会で承認のあった日（令和4年6月2日）から施行する。